

四街道市第3供給地点流量調節弁等点検整備業務委託

特記仕様書

令和3年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章	総 則	
1-1	適用範囲	1
1-2	実施範囲	1
1-3	一般事項等	1
第2章	業務の概要	
2-1	業務の概要	3
2-2	点検整備対象機器仕様	4
2-3	点検整備内容	4
第3章	安全対策	
3-1	公衆災害	5
3-2	安全・訓練等	6
第4章	留意事項等	
4-1	留意事項	6

第1章 総則

1-1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

- (1) 委託番号 印業令3第6号
- (2) 委託名 四街道市第3供給地点流量調節弁等点検整備業務委託
- (3) 委託箇所 四街道市千代田1丁目14番地（四街道市第3供給地点）他4箇所
- (4) 委託期限 契約日の翌日から令和3年11月30日限り

1-2 実施範囲

1. 本業務委託の実施範囲は、本特記仕様書に規定する供給地点に設置している流量調節弁等の点検整備、動作確認等の一切を含むものとする。

1-3 一般事項等

1. 受注者は、本特記仕様書に明記されていない事項があっても本業務委託の実施上当然必要と思われるもの、または、軽微な作業等は、組合職員（以下「監督職員」という。）の承諾を得て実施しなければならない。なお、本業務委託の実施に伴い当組合及び第三者の工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。
2. 受注者は、本業務委託に係わる諸法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、本業務委託の実施に必要な届出等は受注者がこれを代行し、製品等に関し特許等に抵触するものがあるときは、全て受注者の責任において処理すること。
3. 設計図書に疑義が生じた場合は、監督職員との協議により決定する。
4. 受注者は、業務主任技術者の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。
5. 受注者は、監督職員と十分打合せの上、当施設運用への影響を最小限にとどめるよう本業務委託を実施すること。
6. 受注者は、委託期間中に機器・材料・工具等を仮置きする場合は、当組合庁舎管理規程に基づき庁舎の使用許可を申し出ること。また、作業現場及び機器等は適切な養生を行い、現場内の管理は受注者の責任とする。
7. 業務実施上必要な電源は、受注者の負担とする。

8. 委託箇所は、水道用水供給施設であるため、作業員の衛生管理は十分行い、他の施設にはみだりに立ち入らないこと。
9. 保証期間は、業務委託契約書に基づくものとし、この間の故障もしくは欠陥について受注者は速やかに原因を調査すること。また、原因が本業務委託に起因する場合は、交換または修理しなければならない。この場合、費用については受注者の負担とする。その他、当組合の規程による。
10. 設計変更は、組合の単価及び積算歩掛に基づくものとする。ただし、軽微な内容については変更の対象としない。なお、受注者は、変更の必要が生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て組合と協議するものとする。
11. 受注者は、次の書類を遅滞なく提出すること。

(1) 契約後

- | | | |
|---|-------------|----|
| ① 業務着手届 | (契約後 7日以内) | 2部 |
| ② 業務主任技術者選任通知書 | (契約後 7日以内) | 2部 |
| (経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。) | | |
| ③ 業務工程表 | (契約後 14日以内) | 2部 |

(2) 着手後

- | | | |
|-------------------------------|------------------|----|
| ① 業務実施計画書 | (原則として契約後 30日以内) | 2部 |
| (委託概要、実施工程表、現場組織表、安全管理、作業方法等) | | |
| ② 庁舎使用許可申請書 | (必要の都度) | 1部 |
| ③ 作業員名簿 | (必要の都度) | 1部 |
| ④ 腸内細菌検査(検便)結果の写し | (必要の都度) | 1部 |
| [業務主任技術者、作業責任者等] | | |
| ⑤ 材料承諾願 | (必要の都度) | 3部 |
| ⑥ 作業要領書、手順書 | (必要の都度) | 2部 |
| ⑦ 材料確認願 | (必要の都度) | 2部 |
| ⑧ 建設副産物処理承認申請書 | (作業着手前) | 2部 |
| ⑨ 作業報告書 | (当日作業後) | 1部 |

(3) 業務完了時

- | | | |
|-----------------|--|----|
| ① 業務完了報告書 | | 2部 |
| ② 建設副産物処理調書 | | 2部 |
| ③ 安全・訓練等実施状況報告書 | | 2部 |

- ④ 点検整備完了報告書 (A4サイズ) 2部
(図面A1、その他A4サイズとする。)

○業務の完了に伴って、点検整備結果を整理し報告するものとする。

- ・点検整備の結果、見解考察。
- ・点検整備関係図

※結果報告は良否の判断基準を明確にすること。

- ⑤ 点検整備記録写真帳 (A4サイズ) 1部

(4) その他

- ① 必要に応じて監督職員が指示したもの。

第2章 業務の概要

2-1 業務の概要

1. 本業務委託は、供給地点に設置している流量調節弁等の故障を未然に防止し、調節弁の性能維持を図ることを目的とし、バルブギア部及び制御部の点検整備を行うものであり、その概要は次のとおりである。

- (1) バルブギア部点検整備工 7台
(2) 制御部点検整備工 8台

[内 訳]

- ① 四街道市第3供給地点 四街道市千代田1丁目14番地
(四街道市第3浄水場内)
- | | |
|-------|----|
| 流量調節弁 | 1台 |
|-------|----|
- ② 八街市第2供給地点 八街市榎戸415番地 (八街市第2配水場内)
- | | |
|-------|----|
| 流量調節弁 | 1台 |
|-------|----|
- ③ 印西市平岡供給地点 印西市別所1289番1 (印西市平岡配水場内)
- | | |
|----------|----|
| 流量・圧力調節弁 | 2台 |
|----------|----|
- ④ 印西市松崎供給地点 印西市松崎台1丁目9番 (印西市松崎配水場内)
- | | |
|----------|----|
| 流量・圧力調節弁 | 2台 |
|----------|----|
- ⑤ 印西市印旛供給地点 印西市美瀬1丁目17番 (印西市印旛配水場内)
- | | |
|----------|----|
| 流量・圧力調節弁 | 2台 |
|----------|----|

2-2 点検整備対象機器仕様

1. 四街道市第3供給地点 流量調節弁

- (1) バルブ形式：RVM-150 (ロートバルブ)
- (2) 駆動方式：電動 200V 50Hz 0.28kW
- (3) バルブコントロール部形式：SMB-000

2. 八街市第2供給地点 流量調節弁

- (1) バルブ形式：RVM-250 (ロートバルブ)
- (2) 駆動方式：電動 200V 50Hz 0.28kW
- (3) バルブコントロール部形式：SMB-000

3. 印西市平岡供給地点 流量調節弁

- (1) バルブ形式：RVM-150 (ロートバルブ)
- (2) 駆動方式：電動 200V 50Hz 0.28kW
- (3) バルブコントロール部形式：SMB-000

4. 印西市平岡供給地点 圧力調節弁

- (1) バルブ形式：MFE-I-SB-000 ($\phi 200$ mm キャビレス弁)
- (2) 駆動方式：電動 200V 50Hz 0.53kW相当
- (3) バルブコントロール部形式：SMB-000

5. 印西市松崎供給地点 流量・圧力調節弁

- (1) バルブ形式：RVM-150 (ロートバルブ)
- (2) 駆動方式：電動 200V 50Hz 0.28kW
- (3) バルブコントロール部形式：SMB-000

5. 印西市印旛供給地点 流量・圧力調節弁

- (1) バルブ形式：RVM-150 (ロートバルブ)
- (2) 駆動方式：電動 200V 50Hz 0.28kW
- (3) バルブコントロール部形式：SMB-000

2-3 点検整備内容

1. バルブギア部点検整備工

点検整備対象である流量調節弁等のバルブギア部の磨耗状態を確認すると共に、バルブギア部のグリス交換を行い、点検整備後にバルブの動作確認を行うこと。

また、点検整備にあたり開放した箇所には補修塗装を行うこと。

なお、印西市平岡供給地点圧力調節弁については、当該点検対象外とするが、グ

ランド部等について目視による確認を行うものとする。

(1) バルブギア部点検整備材料（交換材料）

① バルブギア用グリス：シェルアルバニアEPグリースR0

② Oリング：GS-260

・八街市第2供給地点

③ Oリング：AS-172

・四街道市第3供給地点、印西市平岡供給地点（流量調節弁）、印西市松崎供給地点及び印西市印旛供給地点

2. 制御部点検整備工

点検整備対象である流量調節弁等の電源養生を行い、制御部（バルブコントロール部）の各制御部品状態の確認及び駆動部品の磨耗状態等を確認する。

また、制御部内のグリス交換、電機室及び開度計室のパッキン交換、駆動モーター用ガスケット交換、電機室及び開度計室内のゼラスト交換を行う。

点検整備後には、バルブギア部点検整備と同様に動作確認及び開放した箇所の補修塗装を行うこと。

(1) 制御部点検整備材料（交換材料）

① 制御部用グリス：NGC-EP0

・四街道市第3供給地点、八街市第2供給地点、印西市平岡供給地点（流量調節弁）、印西市松崎供給地点及び印西市印旛供給地点

② 制御部用グリス：モービルギア600XP68

・印西市平岡供給地点（圧力調節弁）

③ ガスケット類（電機室・モーター用・開度計室）

④ ゼラスト（電機室・開度計室）

3. その他

点検整備作業に関連する調節弁等の開閉操作に伴う送水管内洗浄作業について協力すること。

第3章 安全対策

3-1 公衆災害

1. 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守し、災害の防止を図らなければならない。

3-2 安全・訓練等

1. 安全・訓練等の実施

(1) 受注者は、本業務委託着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本業務委託内容の周知徹底
- ③ 安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 本業務委託における災害対策訓練
- ⑤ 本業務委託の作業現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する実施計画書の作成

(1) 受注者は、本業務委託の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、業務実施計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

(1) 受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等又は作業報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第4章 留意事項等

4-1 留意事項

1. 本業務委託の実施にあたって受注者は下記に掲げる事項に特に留意すること。

(1) 作業方法については、予め委託対象箇所の調査を行い、実施前状況等を確認してから、供給地点への送水停止時間が最小限となるよう検討し、監督職員と協議すること。

(2) 労働安全衛生法を遵守すること。

(3) 経験豊富な技術者及び熟練作業員を派遣し実施すること。

(4) 施設への立入は、監督職員の承諾を得て行うこと。委託対象箇所と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係のない機器等には絶対に触れないこと。

- (5) 作業当日は、監督職員へ作業前の連絡、作業後の報告を行うこと。なお、連絡等の予定時間は次のとおりとする。
- ① 当日作業内容連絡 8 : 3 0
 - ② 作業時間 昼間作業 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
 - ③ 作業終了報告 1 7 : 0 0 (作業報告書提出)
- (6) 設備への影響、危険の伴う作業は、作業条件を十分に検討し、手順書等により安全・確実な作業を行わなければならない。また、ポンプ場運転管理に影響を与える部分については予め検討し、事前に作業日ごとの作業要領書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- (7) 他の工事等と業務実施上の支障がないように調整を図ること。また、必要な協力を行うこと。
- (8) 本業務委託の実施については、品質管理に注意を払うこと。
- (9) 省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）及びグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく省エネ基準値や調達基準等に適合すること。
- (10) 再生資源利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）及び循環型社会基本法等の関連法規に基づき、構成部品や梱包材等に再資源化可能な素材を使用し廃棄物の削減化が図られていること。
- (11) 発生材の処分に際しては、関係法令等を遵守し、適正な処分を行うこと。